駐留軍再編促進金融業務							
収　入	435,649	16	309,490	309,507	△ 126,141	71.0
支　出	432,903	5,296	20,211	25,507	407,395	5.8
危機対応円滑化業務						
収　入	317,916,903	268,013	1,125,465	1,393,478	△ 316,523,424	0.4
支　出	437,459,415	1,304,410	1,942,801	3,247,212	434,212,202	0.7
特定事業促進円滑化業務						
収　入	873,697	6,155	—	6,155	△ 867,541	0.7
支　出	873,689	1,019	—	1,019	872,669	0.1
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収　入	220,425,072	12,289,565	69,205,483	81,495,048	△ 138,930,023	36.9
支　出	105,267,149	3,604,510	25,779,053	29,383,563	75,883,585	27.9

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

公　告

諮　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４９９号
埼玉県桶川市坂田東１丁目19番地の10、申立時の住所埼玉県久喜市菖蒲町下栢間476番地９
破産者　中村　　純
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
静岡市清水区八千代町４番34号
破産者　西澤美佐男
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３号
静岡市清水区八千代町４番34号
破産者　西澤スミ子
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９７号
札幌市豊平区美園５条３丁目１番15号　福島ハイツＡ―11号
破産者　長土居裕司
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２２号
札幌市北区北35条西７丁目１番２―706号
破産者　佐々木正夫
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３８号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目10番14号　北栄ハイツ203
破産者　牧野　勇治
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６４号
仙台市青葉区水の森１丁目23番30号　フォーレスト水の森101
破産者　阿部　光裕
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
仙台市若林区新寺５丁目６番６―702号
破産者　岡崎　達也
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
仙台市宮城野区田子２丁目29番14号　エターナルガーデンＢ―102
破産者　小山内幸喜
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
仙台市太白区茂庭台１丁目12番10号
破産者　庄司　俊彦
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９４号
仙台市泉区みずほ台９番地の２　ヴェルビュみずほ台610
破産者　山田　明美
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３６号
仙台市青葉区愛子東４丁目３番62号
破産者　荒木　　宙
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
秋田県能代市住吉町３番６号
破産者　佐久間　貞
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第２６２号
福島県郡山市台新１丁目16番２号、破産手続開始時の住所福島県郡山市田村町桜ケ丘２丁目277番地
破産者　内藤　雅夫
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係